

白石市の企業立地成功報奨金制度について

本制度は、仙台南部工業団地における企業立地の促進に資するため、立地企業に関する情報の提供を行った事業者等に対し、白石市土地開発公社と立地希望企業で土地売買契約を締結し、用地引渡しが完了したとき、成功報奨金を交付する制度です。

《情報提供者の要件》

- (1) 宅地建物取引業法に規定する免許を受けて宅地建物取引業を営む者（個人を含む）
- (2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に規定する銀行その他の金融機関
- (3) 建設業法に規定する建設業者の許可を受け建設業を営む者及び建築士法に規定する登録を受けている建築士事務所
- (4) 本市の公募に応募した者のうち、有用な立地希望企業情報を提供できる者として市長が認めた者（公募認定者）

《立地希望企業の要件》

- (1) 工業団地用地10,000㎡以上を希望する企業
- (2) 製造業その他の業種（制限あり）

■ 成功報奨金

工業団地用地価格に1/100を乗じて得た額
（上限1,000万円）

宮城県 白石市 建設部

スマートインターチェンジ・企業立地推進室

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電話：0224-26-8884 E-mail：kiritu@city.shiroishi.miyagi.jp